＼　障害者の就労支援に関する　／

# 基礎的研修のご案内

JEEDでは、障害者の就労支援に携わるみなさまが、雇用・福祉分野の人材が両分野に横断的に求められる知識等を習得することを目指す「雇用及び福祉分野における横断的な基礎的知識及び技能を習得させるための研修（基礎的研修）」を実施しています。

## ▶▶ 基礎的研修の受講対象となる方

基礎的研修は、就労支援の基礎的な内容を学ぶ**初学者の方を対象**とした研修です。
厚生労働省により、受講を必須とされる方が示されています。その他、福祉、医療等の施設で就労支援を担当される方、職場適応援助者養成研修の受講を予定している方、企業で障害者雇用の担当をしている方も受講対象となります。

## ▶▶ 基礎的研修の受講を必須とされる方

- ■　障害者就業・生活支援センター　就業支援担当者
- ■　障害者就業・生活支援センター　生活支援担当者
- ■　就労移行支援事業所　就労支援員
- ■　就労定着支援事業所　就労定着支援員

**国が定める配置基準等により、経過措置期間が設定されています。計画的な受講をお願いいたします。**
**※経過措置期間については、各事業を所管する窓口に最新の情報をご確認ください。**

## ▶▶ 受講の優先順位

**【１】障害者就業・生活支援センター　就業支援担当者**

**【２】障害者就業・生活支援センター　生活支援担当者**
**就労移行支援事業所就労支援員**
**就労定着支援事業所就労定着支援員**
のうち、この業務に就いてから２年以上経過している方

**【３】障害者就業・生活支援センター　生活支援担当者**
**就労移行支援事業所就労支援員**
**就労定着支援事業所就労定着支援員**
のうち、この業務に就いてから２年未満の方

**【４】上記【１】～【３】以外の方で、職場適応援助者養成研修の受講を予定している方**
※大臣指定機関による養成研修を含む
※このうち、企業に在籍し障害者職業生活相談員資格認定講習を修了した方の優先順位は【７】

**【５】医療、福祉等の機関において障害者の就労支援を担当している方**

**【６】企業の方であって職場適応援助者養成研修の受講を予定していない方**

**【７】障害者職業生活相談員資格認定講習を修了した方で、企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講申請を予定している方**

## ▶▶ 基礎的研修の流れ

JEEDのホームページから受講申請してください。受講決定した方は、オンデマンド研修と集合研修の両方を受講します。修了した方に修了証書を交付します。

施設の管理者から
WEBで申込

〈JEEDのHP〉

→

基礎的研修受講

オンデマンド研修

＋

集合研修

→

修了証書の交付

JEED　2026/5

## ▶▶ 留意事項（必ず事前に確認してください）

### 受講申請に関する事項

■受講申請は専用サイトから行います。電話やFAXでの申請は受付できません。

申請はWEBのみ

■各回において、受講申請が可能な期間が基礎的研修「受講必須者」の方と「受講必須者以外」の方とで異なります。申請期間の詳細はJEEDホームページに掲載しています。

受講者の所属と職種を確認してください

■申請できるのは、勤務先の所在する都道府県の地域障害者職業センターが行う基礎的研修のみです。他の都道府県で実施する基礎的研修への申請はできません。

勤務地の所在する都道府県内で受講

■受講申請は受講希望者の在籍する法人、事業所の長または研修受講を管理する責任者（管理者等）が行ってください。個人からの受講申請は受付できません。

申請は管理者から

### 受講人数の調整に関する事項

■一施設から複数名の申請があった場合、人数を調整させていただく可能性があります。

あらかじめ、ご承知おきください

■定員を超える申請があった場合、申込期間中であっても早期に受付を締め切る可能性があります。優先順位が高い場合でも締切後の追加受講決定を行うことはできません。

### 研修の受講、修了に関する事項

■オンデマンド研修受講期間はあらかじめ決まっています。期間内にオンデマンド研修動画の視聴及びテスト、アンケート回答が終了しない場合、集合研修を受講することはできず、再度、受講申請することになります。

■集合研修において規定の受講時間を満たさない場合（理由を問わず）、本研修を修了することはできません。集合研修を修了できない場合は、翌年度末までに集合研修のみ受講をすることで修了となります。

## ▶▶▶ 基礎的研修の内容

### ■オンデマンド科目（９科目 560分）

| | | |
|---|---|---|
| 科目１（80分） | 科目４（60分） | 科目５（60分） |
| 就労支援の理念・目的 | 就労支援機関の役割と連携 | 障害特性と職業的課題Ⅰ（身体障害、難病） |
| 科目６（60分） | 科目７（60分） | 科目８（60分） |
| 障害特性と職業的課題Ⅱ（知的障害、発達障害） | 障害特性と職業的課題Ⅲ（精神障害、高次脳機能障害） | 労働関係法規の基礎知識 |
| 科目９（60分） | 科目10（60分） | 科目12（60分） |
| 企業に対する支援の基礎 | ケースマネジメントと職場定着のための生活支援・家族支援 | 企業における障害者雇用の実際 |

### ■集合研修科目（５科目 340分）

| | |
|---|---|
| 科目２（50分） | 科目３（50分） |
| 就労支援のプロセスⅠ（インテーク～職業準備性向上のための支援） | 就労支援のプロセスⅡ（求職活動支援～定着支援） |
| 科目11（100分） | 科目13（90分） |
| アセスメントの基礎 | 地域における就労支援の取組 |
| 科目14（50分） | |
| 講義の振り返り | |


神奈川障害者職業センター

JEED らしく、はたらく、ともに

住所 〒 252-0315 神奈川県相模原市南区桜台13-1

E-mail kanagawa-ctr@jeed.go.jp

電話 042－745－3131